

## 公 告

分任契約担当官陸上自衛隊朝霞駐屯地  
東部方面会計隊本部業務科長 浅川 昇

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

記

## 1 競争入札に付する事項

件名	規格	数量	単位	履行場所	履行期間	備考
パイプ椅子借上げ役務	仕様書のとおり	1	ST	陸上自衛隊朝霞駐屯地、朝霞訓練場	6. 2. 9 ~ 6. 2. 26	

## 2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (5) 令和 4・5・6 年度の防衛省競争参加資格（全省統一資格）の資格審査結果通知書を受けた者のうち、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、「役務の提供等」が D 等級以上に格付けられている者であること。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊朝霞駐屯地 東部方面会計隊本部業務科事務室

東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

## 4 説明会及び入札日時及び場所

- (1) 説明会  
実施しない。
- (2) 入札  
令和 5 年 12 月 14 日（木）10 時 50 分  
東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C 庁舎 1 階 入札室

## 5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、入札金額に消費税相当額を加算した額の 5/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除とする。ただし落札者が契約を履行しない場合、契約金額の 10/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償：遅延部分 1 日につき、契約金額の 1/1000 に相当する金額以上を徴収する。

## 6 入札の無効

- (1) 第 2 項に示した入札参加資格の無い者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者の氏名が判明しがたい入札
- (5) 電報、電話、FAX による入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

## 7 落札決定方法

- (1) 総額により決定する。
- (2) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最低入札者が 2 人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

## 8 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後、契約書（請書）を陸上自衛隊標準契約書の様式により遅滞なく作成し提出すること。

(2) 契約金額が50万円以上の場合は契約書を作成し、契約金額が50万円未満の場合は契約書の作成を省略する。

## 9 その他

- (1) 入札参加希望者は12月13日（水）17時00分までに下記の連絡先へ一報すること。
- (2) 仕様書等の入札関係書類は、下記の連絡先にて配布する。
- (3) 第2項(5)に示す資格審査結果通知書（写）は、入札開始までに提出すること。
- (4) 入札書が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
- (5) 本件の入札においては郵便入札を可とする。

初度入札において郵便により参加する場合は、12月13日（水）17時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。

- (6) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。

ア 日 時： 令和5年12月18日（月） 15時20分

イ 場 所： 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C庁舎1階 入札室

- (7) 再度入札において郵便により参加する場合は、12月18日（月）13時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。

- (8) 入札及び契約心得を承知の上参加すること。

- (9) 本記載事項に関する問い合わせ

連絡先：東部方面会計隊本部 業務科 契約班  
T E L:048-460-1711 (内線 5413)

担当：中尾  
F A X : 03-3924-4312 (直通)

- (10) 仕様書等に関する問い合わせ

連絡先：朝霞駐屯地東方総監部装備部施設課

担当：二瓶（内線 2851）

## 陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号
		159
	作成	令和5年11月27日
	変更	
パイプ椅子借上げ役務仕様書	調達要求部隊等名	東方総監部装備部施設課
	作成部隊等名	東方総監部装備部施設課

## 1 総則

## 1.1 適応範囲

本仕様書は、陸上自衛隊が来賓客接遇用として使用するパイプ椅子借上げ役務について規定する。

## 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、関係法令及び規則等による。

## 1.3 履行場所

埼玉県朝霞市陸上自衛隊朝霞駐屯地内 ※「図1-履行場所等」による。

## 1.4 借上げの期間（基準）

令和6年2月9日（金）1300～同年2月26日（月）1300迄とする。

## 1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

## 2 役務に関する要求

## 2.1 構成

構成は、パイプ椅子の搬入及び搬出等の諸経費を含み、表1による。

表1-構成（放送席）

品名	規格等	単位	数量
パイプ椅子	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規格：奥行450×幅450×高さ700mm以内を基準とし、細部は官側との調整による。</li> <li>● 仕様：座面にクッション（色：黒）を有すること。</li> </ul>	脚	800

## 2.2 形状

## 2.2.1 外観

製品は、新品同等品とし、外観が優良で、きず、汚れその他の欠点が目立たないものとする。

## 2.2.2 寸法等

寸法等は、表1の示すものとし、細部内容は官側の指示による。

## 2.3 資材等の搬出入

搬入及び搬出にあたり、搬出入における駐屯地進入時期及び資材集積位置等について事前に官側と調整し、当該駐屯地所定の立入手続き等を行い進入するものとすし、製品の積載及び卸下は、契約相手方の責任で実施するものとする。

## 2.4 使用資材及び使用器材等

本役務において必要とする器資材等は、全て契約相手方が準備するものとする。

## 2.5 安全

搬入及び搬出に際し、契約相手方は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努め、危険性のある場所には危険表示等の安全措置を講ずるものとする。又、官側の建物及び物品等に損傷を与えることなく作業を実施し、万が一損傷等を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約相手方の責により現状回復及び補償等を行うものとする。

### 3 品質保証

#### 3.1 賃貸借期間中の保守

製品の機能に関して、通常の状態で使用できることを役務の内容とし、故障等発生時において、速やかに保守員を派遣し、機能回復を行うものとする。又、消耗する保守・修理等に要した部品を含める費用については、契約業者負担とする。

#### 3.2 検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

#### 3.3 製品保証

官側の過失がなく、破損等が発生した場合は、契約相手方の責により現状回復を行うものとする。

### 4 その他の指示

#### 4.1 履行にかかる費用

製品の搬入及び搬出に係る発生する全ての諸費用は契約相手方負担とする。

#### 4.2 軽微な変更

履行に際し、当初計画等に軽微な変更を要する場合は、契約担当官等と調整し、金額及び納期変更を要しない範囲で変更できるものとする。

#### 4.3 共通事項

##### 4.3.1 契約相手方は、役務履行の現場において、駐屯地の電力、給水等及びその他の付帯設備を使用する場合は、官側との調整するものとし、その費用は契約相手側負担とする。

##### 4.3.2 契約相手方は、駐屯地及び駐屯地施設への立ち入り及び退出に関し、駐屯地規則に基づく所要の手続きを実施し、駐屯地司令等の許可を受けるものとする。

##### 4.3.3 契約相手方は、駐屯地内において役務履行で必要な場所以外への立ち入りは行わない他、細部は官側の指示に従うものとする。

##### 4.3.4 契約相手方は、本契約の履行に当たり直接又は間接に関わらず、駐屯地内で知り得た事項について第3者に漏らしてはならない他、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

##### 4.3.5 契約相手方は、駐屯地内における写真撮影について、契約役務に必要な場合のみとし、撮影前に官側の撮影の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、官側等への提出後に完全に消去し、保持しないものとする。

##### 4.3.6 本役務において、契約相手方の監督責任下に発生した災害又は作業員の負傷等については、官側はその補償及び責任は負わないものとする。

### 5 仕様書等に関する疑義

#### 5.1 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議の上、その指示を受けなければならない。

#### 5.2 本仕様書に明記されていない事項で、関連法令等上、突然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、上記4.2に基づき官側との協議の上、その指示を受けなければならない。

## 朝霞駐屯地

図1－履行場所等

